

## 大阪自動車環境対策推進会議要綱

### (趣 旨)

第1条 自動車公害防止に関する対策とともに、地域における自動車に係る地球温暖化対策を積極的に推進するため、大阪自動車環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (活動事項)

第2条 推進会議の活動事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車環境対策の推進とその推進方法に関する事項
- (2) 自動車環境対策に関する情報の交換に関する事項
- (3) その他自動車環境対策について特に必要と認める事項

### (構 成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関をもって構成する。

### (役 員)

第4条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 会計監査 1名

2 議長は、大阪府があたる。

3 会計は、大阪市があたる。

4 会計監査は、堺市があたる。

### (役員の仕事)

第5条 議長は、推進会議を代表して事務を統括する。

2 会計は、会計事務を総括する。

3 会計監査は、会計の執行状況を監査する。

### (会 議)

第6条 会議は、第2条に定める活動事項について審議、決定を行う。

2 会議は、原則として、毎年1回議長が招集し開催する。

3 議長が必要と認めるときは、構成員に対し書面又は電磁的方法により賛否を求め、その回答をもって、会議の開催に代えることができる。

### (部 会)

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を設置し、広く専門的意見を求めることができる。

2 部会の設置に関する事項は、議長が別に定める。

### (事務局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、議長の属する自治体に事務局を置く。

(経 費)

第9条 推進会議の運営に必要な経費の負担については、大阪府、大阪市、堺市が協議の上決定することとする。

2 推進会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、大阪府、大阪市及び堺市が協議して定める。

附 則

- (1) この要綱は、平成17年6月28日から施行する。
- (2) この要綱は、平成18年6月28日から施行する。
- (3) この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- (4) 大阪自動車公害対策推進会議要綱(昭和57年6月5日施行)は廃止する。
- (5) この要綱は、平成21年6月15日から施行する。
- (6) この要綱は、平成23年6月15日から施行する。
- (7) この要綱は、平成25年4月19日から施行する。
- (8) この要綱は、平成27年5月28日から施行する。
- (9) この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

別表 構成機関

大阪府  
大阪府警察本部（交通規制担当、駐車対策担当、取り締まり指導担当）  
大阪市  
堺市  
大阪府市長会  
大阪府町村長会  
近畿農政局  
近畿経済産業局  
近畿地方整備局  
近畿運輸局  
近畿地方環境事務所  
大阪軽自動車協会  
大阪市環境経営推進協議会  
大阪自動車販売店連盟  
大阪商工会議所  
一般社団法人大阪青年会議所  
一般社団法人大阪タクシー協会  
一般社団法人大阪バス協会  
公益社団法人大阪府工業協会  
一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会  
一般社団法人大阪府自動車整備振興会  
大阪府石油協同組合  
大阪府地球温暖化防止活動推進センター  
大阪府中小企業団体中央会  
一般社団法人大阪府トラック協会  
関西地区新聞輸送連盟  
近畿百貨店協会  
軽自動車検査協会大阪主管事務所  
一般財団法人省エネルギーセンター近畿支部  
独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部  
一般社団法人日本自動車連盟大阪支部  
日本チェーンストア協会関西支部  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

（「大阪軽自動車協会」以降は五十音順）